

「区社協だより発行にともなう請負」仕様書

- 1 内 容 大阪市鶴見区社会福祉協議会発行の広報紙「鶴見区社協だより」発行にともなう企画・編集・印刷・各戸配付業務
- 2 目 的 大阪市鶴見区社会福祉協議会とその事業などの情報を地域住民等へ広く発信し、地域福祉活動等の推進に寄与するため。
- 3 業務内容 (1) 企画・構成・コピー・デザイン・イメージ指示によるイラスト・カットの作成
(2) 原稿の印字・レイアウト・校正
(3) 印刷及びホームページ掲載用のデータ作成
(4) 印刷物（2,000部）及びホームページ掲載用データの納品
(5) 印刷物の鶴見区内の各戸配付（約43,000世帯）
- 4 制作部数 制作総部数 45,000部（1回）×3回
※概算 各戸配付部数 約43,000部（令和6年度実績）
（但し、鶴見区内の世帯数は約52,000世帯であることから、毎回の配付戸数数により金額変動があるものとし、事前に金額を本会に提示し、残数を本会に納品すること。また、部数に不足が生じた際は、本会納品分で補うか、または増刷について事前に協議する）
本会納品 2,000部
※上記部数は入札時の比較基準部数であり、最終発行部数については、落札事業者と調整する。
- 5 規 格 (1) 頁 4頁×D4×3回
(2) 発行回数 全3回（予定 令和7年7月・令和7年10月、令和8年1月予定）※日程は変更する場合がある。
(3) 寸法 タブロイド版
D5 折り45,000部
(4) 刷色 全面フルカラー
(5) 紙質 上質〈57〉ベース もしくは上質紙で同等品以上
(6) データ 当会ホームページ掲載用データ PDF
- 6 業務の流れ (1) 出稿 ア 原則として責了日の45日前に、本会から区社協だよりの出稿を行う。
イ 出稿する際には、面談し、本会からレイアウト等を説明したうえで、「Microsoft word」「Microsoft excel」等のデータをEメールにより送信、もしくはUSBにて提供する。ただし、データが存在しないなどの場合には、紙または現物で提供する

- ことがある。
- (2) 編集
- ア 本会からの指示に基づき、区社協だよりのデザイン等を行うこと。但し、よりよいデザイン案がある場合には、本会へ提示すること。
 - イ 区社協だよりを編集するにあたっては、レイアウトやイラスト、写真の配置等に注意し、見やすく、分かりやすい紙面となるように努めること。
 - ウ 本会が提出したデータに安易な誤字・脱字等があれば修正し報告すること。
- (3) 校正
- ア 校正は原則として面談し、本会から校正内容等を説明したうえで、グーラ朱書する、又はワード等をEメールで送信することにより行う。
 - イ 校正は原則として3回行うが必要であればそれ以上行う。また、校正は責了とせず校了まで繰り返し行う。
 - ウ 校正の途中であっても、編集の都合上、区社協だよりのデザイン、レイアウト等を変更する場合がある。
- (4) 印刷・データ作成
- ア 校了後、区社協だよりの印刷をすること。
 - イ 鶴見区社会福祉協議会ホームページへ区社協だよりを掲載するために、速やかに掲載用データをPDFで作成すること。
- (5) 納品 本会納品分2,000部を本会1階事務所へ納品すること。
- (6) 各戸配付 鶴見区内約52,000世帯のうち可能な限り各戸配付すること。

- 7 納品
- 納品場所 大阪市鶴見区社会福祉協議会（鶴見区在宅サービスセンター）
所在地 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号
- 納期 当会納品分 ・発行日の7日前 ※ホームページ用データ含む
各戸配付分 ・当会が指定する発行日から1週間以内に鶴見区内の各戸に配付すること。

- 8 その他
- ・作成物の著作権等
本委託で生じる著作権については、大阪市鶴見区社会福祉協議会に帰属する。
 - ・搬入、設置・作業費用等入札に係るすべての費用を含めた金額で応札してください。
落札者への支払いが銀行振込の場合にかかる振込手数料も含まれます。
 - ・本仕様書の質疑については下記担当者へ連絡してください。

- 9 担当者 社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会 担当 奥保 松井 石井
住所 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号
電話 06-6913-7070 FAX 06-6913-7676

特記仕様書

1. 暴力団等の排除について

(1) 契約業者（以下 乙という。）が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。

(3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。

(4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、当区社協が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(5) 暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。